

第6章 資料編

1 高知市の概況等

(1) 位置と地勢

本市は四国南部のほぼ中央に位置し、総面積は 309.00 k m² で、県民人口の 5 割弱の人々が暮らす地方中核都市です。2005（平成 17）年に、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村と、2008（平成 20）年に、県内有数の農業生産高を誇る春野町と合併し、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和した都市となっています。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。



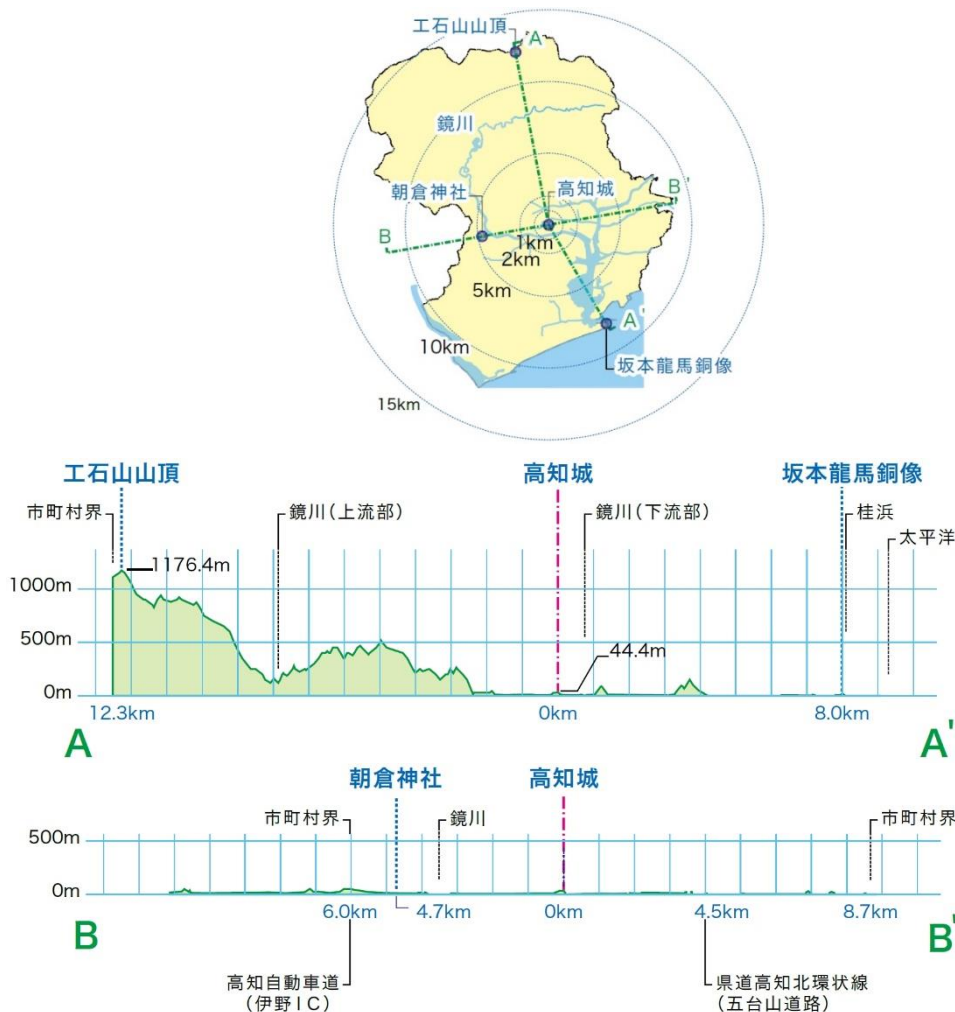
標高1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選に選定された清流・鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で標高が低く、特に河口付近には約7kmにわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がるとともに、太平洋に面した長い海岸線を擁しています。仁淀川から取水された水は、吾南用水を通じて広く地域に潤いを与え、この地域では農業が基幹産業として発展しています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有するとともに、200種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。これには、鏡川など多くの河川がもたらす、懐の深い中山間地域からの豊かな栄養分が大きく関係しています。

市の南北方向には、海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帯に属する標高1,200m近い山岳までの高低差が見られ、暖温帯から冷温帯にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。



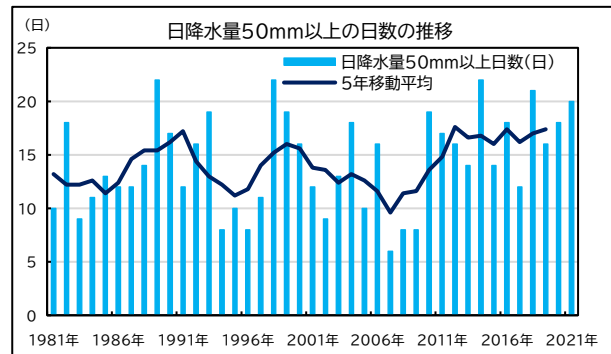
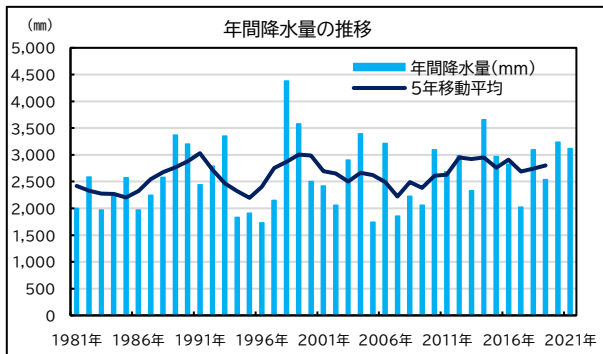
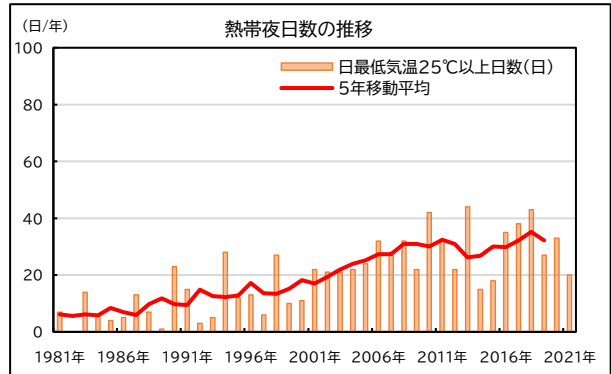
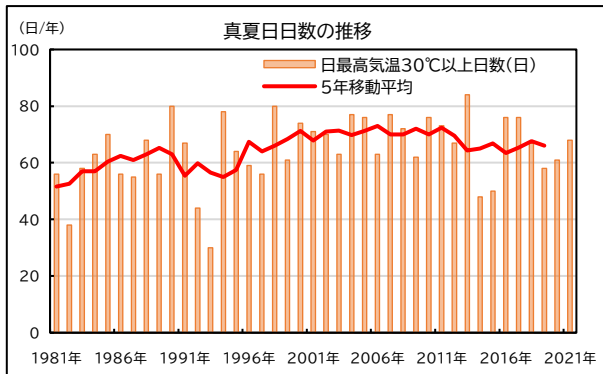
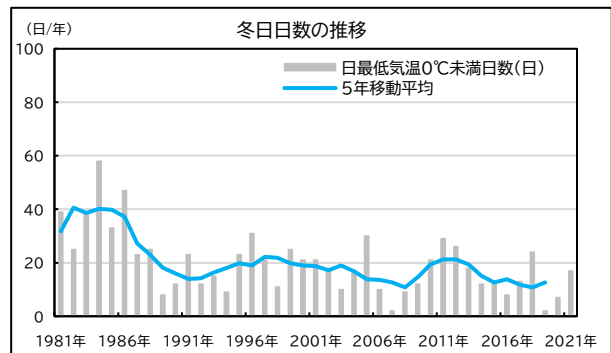
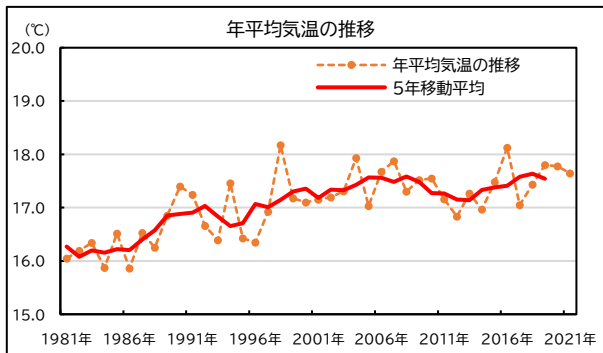
資料：高知市 2011 高知市総合計画

(2) 気候

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、年によっては3,000mmを越す世界的にも有数の降水量があります。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖です。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

しかしながら、近年、地球温暖化の進行により、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。本市では1981（昭和56）年から2021（令和3）年までの40年間で、年平均気温が1.6℃上昇しており、気温の上昇に伴い、冬日の年間日数は減少傾向、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量50mm以上の日数は増減していますが、長期的にみると横ばい傾向です。



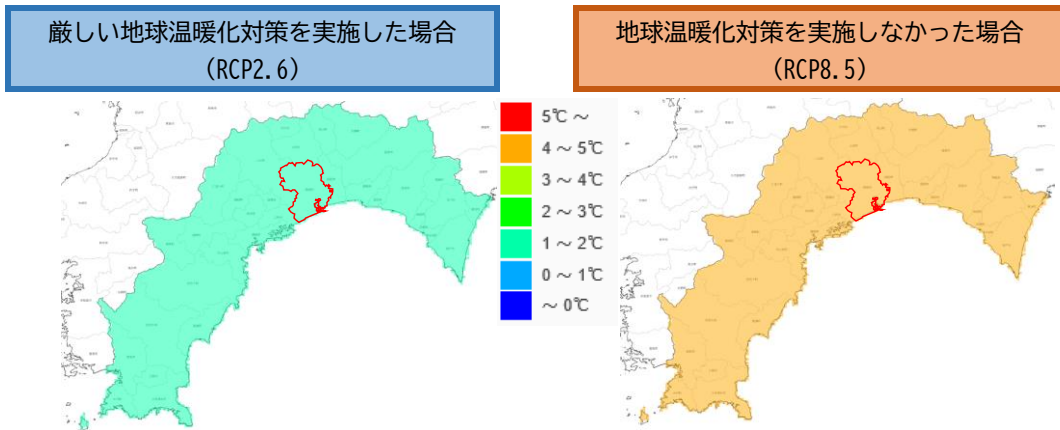
資料：気象庁 各種データ・資料

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した「第5次評価報告書」（2014（平成26）年度）に示されるシナリオに基づき、本市の21世紀末（2081～2100年）における地球温暖化による主な影響は、次のとおり予測されています。

※20世紀末（1981年～2000年）を基準とした影響について示しています。

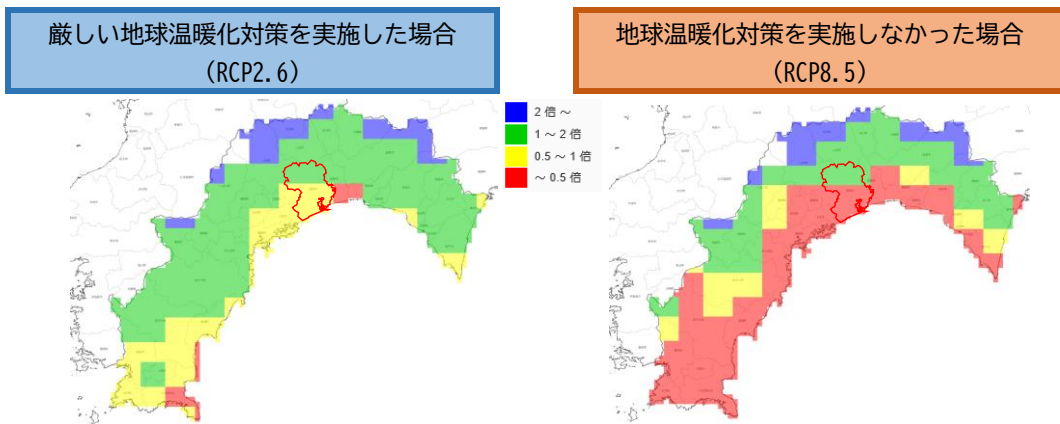
■年平均気温

厳しい地球温暖化対策を実施した場合は1～2℃、地球温暖化対策を実施しなかった場合は4～5℃上昇すると予測されます。



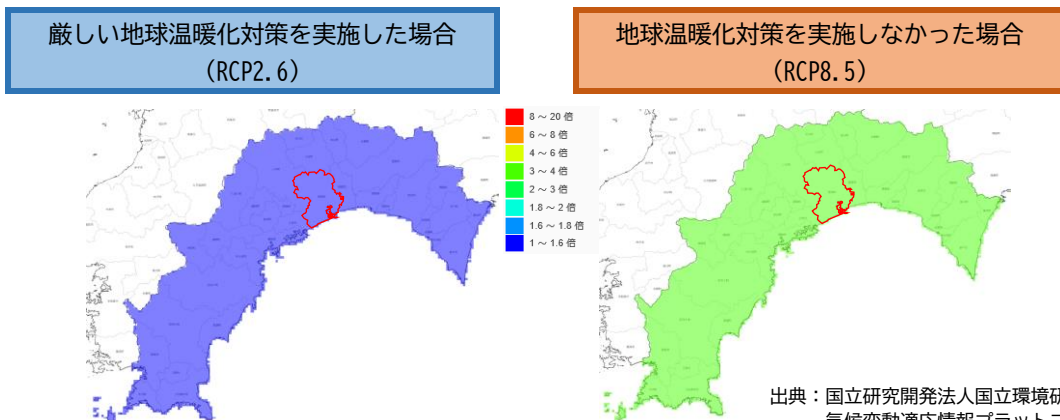
■コメ収量（品質重視）

厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は0.5～1倍、地球温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は0.5倍未満となる地域が出てくると予測されます。



■熱中症搬送者数

厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は1～1.6倍、地球温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は3～4倍に増加すると予測されます。



出典：国立研究開発法人国立環境研究所
気候変動適応情報プラットフォーム

(3) 人口及び世帯数

高知市の総人口は、2005（平成17）年までは増加傾向にありましたが、以降は減少しており、2020（令和2）年国勢調査の結果では、326,545人となっています。一方、世帯数は総じて増加傾向にあり、2020（令和2）年の総世帯数は154,171世帯となっています。

1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2020（令和2）年で2.12人となっています。なお、高知市では単身世帯の割合が高く、2020（令和2）年で42.4%と全国平均（38.0%）を大きく上回っています。

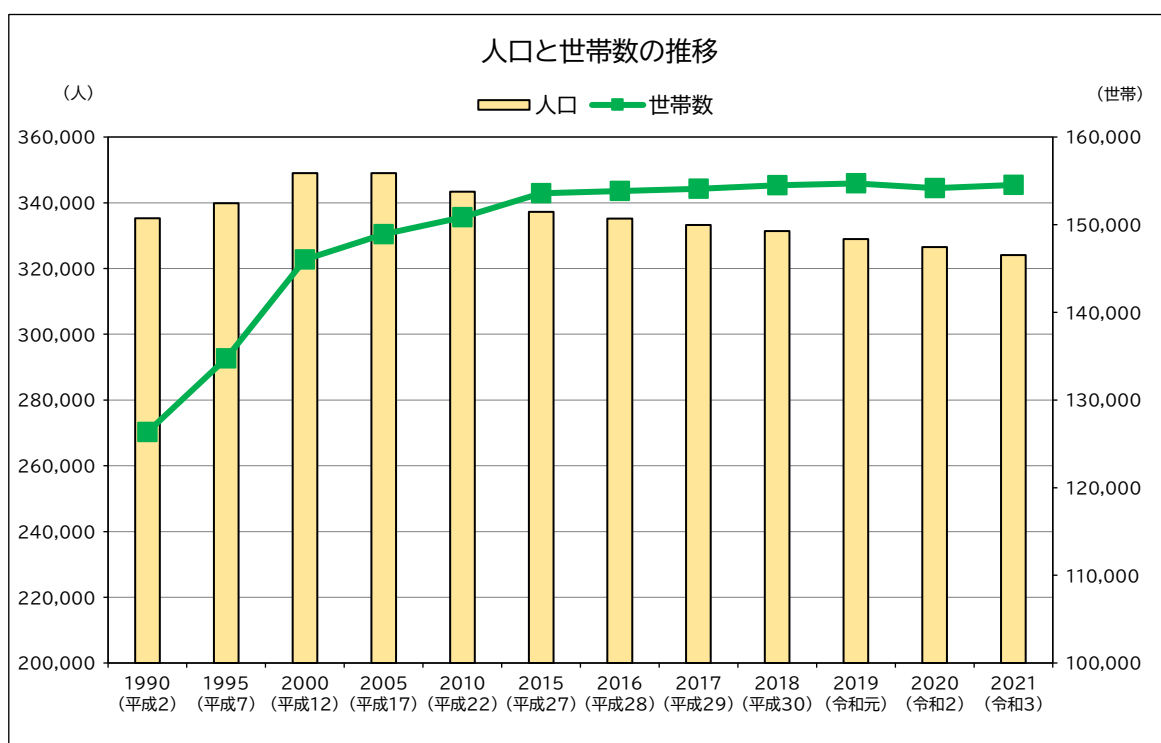
■人口及び世帯数の推移

(人・世帯)

	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)
人 口	335,287	339,864	348,979	348,990	343,393	337,190
世 帯 数	126,343	134,742	146,014	148,902	150,857	153,594
1世帯当たり人数	2.65	2.52	2.39	2.34	2.28	2.20

	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)
人 口	335,231	333,284	331,368	328,937	326,545	324,099
世 帯 数	153,824	154,098	154,490	154,703	154,171	154,519
1世帯当たり人数	2.18	2.16	2.14	2.13	2.12	2.10

資料：総務省 国勢調査，2016（平成28）から2019（令和元），2021（令和3）は高知市推計人口（各年10月1日現在）



(4) 年齢別人口の割合

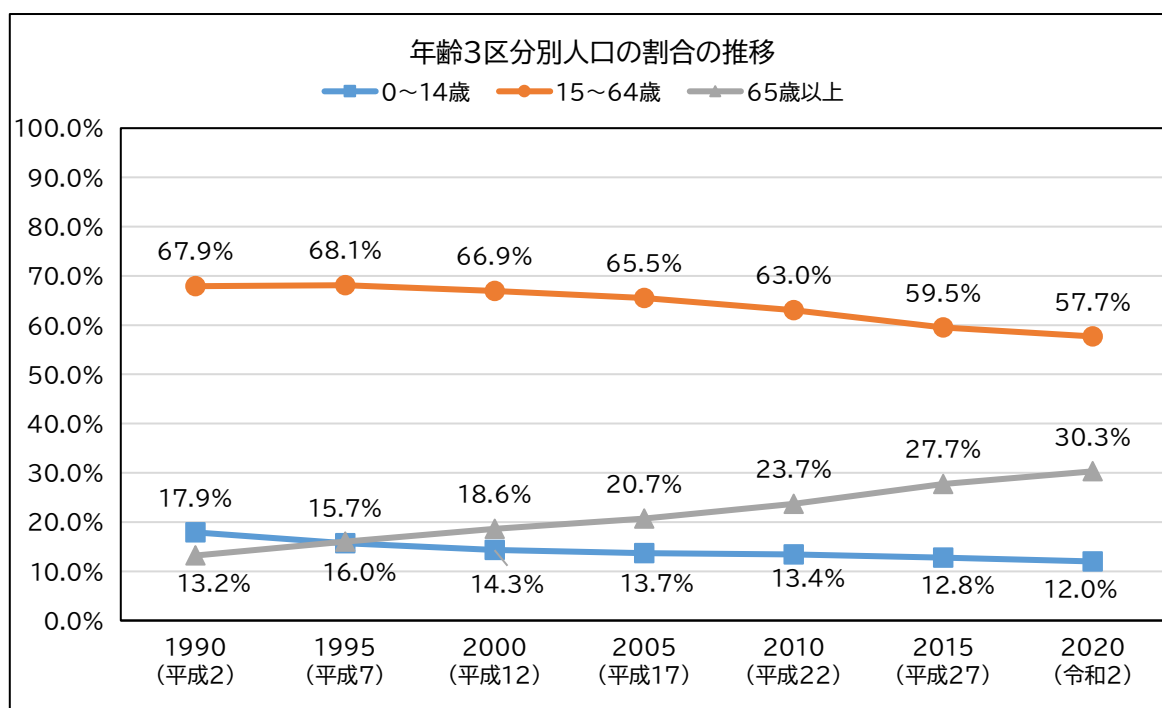
年齢3区分別人口の割合を見ると、2020（令和2）年現在で0～14歳が12.0%、15～64歳が57.7%、65歳以上が30.3%となっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいます。

■年齢3区分別人口の割合の推移

	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
0～14歳	17.9%	15.7%	14.3%	13.7%	13.4%	12.8%	12.0%
15～64歳	67.9%	68.1%	66.9%	65.5%	63.0%	59.5%	57.7%
65歳以上	13.2%	16.0%	18.6%	20.7%	23.7%	27.7%	30.3%

資料：総務省 国勢調査（各年10月1日現在）

旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数調整等の関係で表記数値合計は100%にならない。



(5) 産業大分類別の事業所数

「平成 28 年経済センサス-活動調査」について、産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業, 小売業」が 4,436 事業所 (構成比 26.8%) と最も多く、続いて「宿泊業, 飲食サービス業」が 2,576 事業所 (構成比 15.6%), 「生活関連サービス業, 娯楽業」が 1,700 事業所 (構成比 10.3%), 「医療, 福祉」が 1,407 事業所 (構成比 8.5%) となっています。

「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」と比較すると、「農林漁業」, 「電気・ガス・熱供給・水道業」, 「金融・保険業」, 「医療, 福祉」, 「複合サービス事業」以外の産業で事業所数が減少しており、中でも「卸売業, 小売業」は 209 事業所 (前回比 4.5%減) と最も減少しています。

■産業大分類別の事業所数

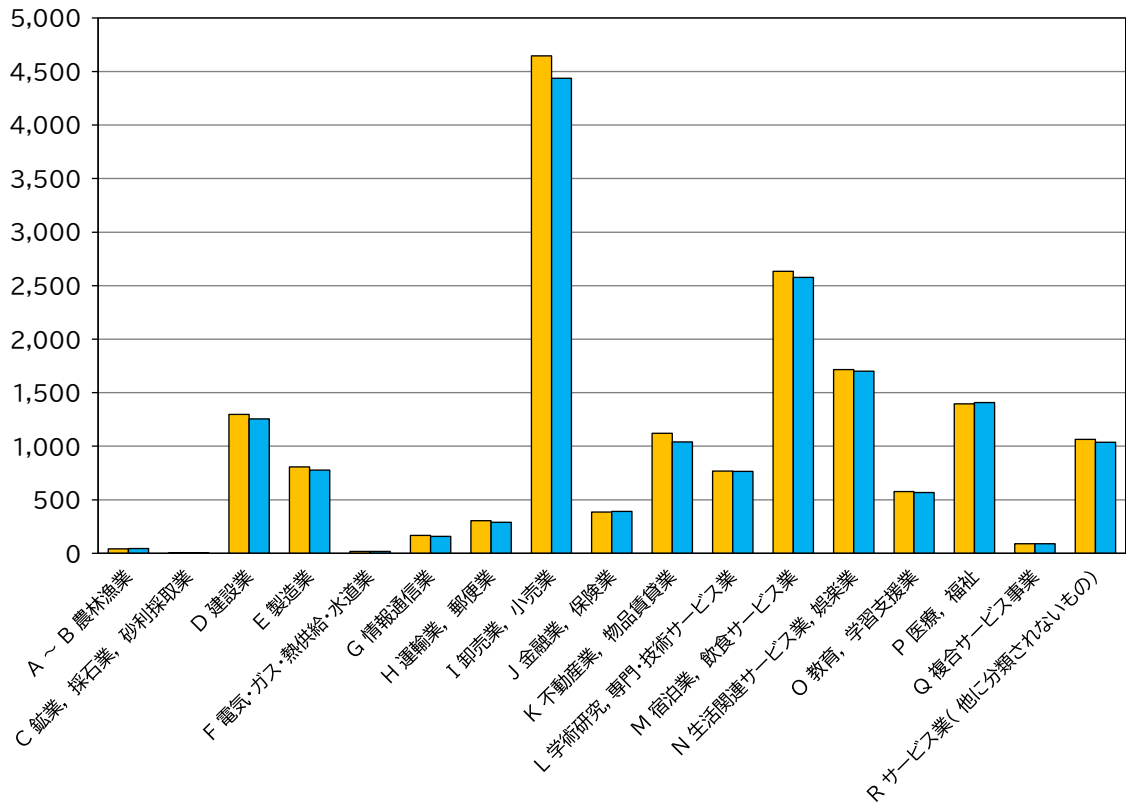
産業大分類	事業所数		構成比(%)		平成 26～28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8
A～B 農林漁業	41	44	0.2	0.3	3	7.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	5	0.0	0.0	△ 1	△ 16.7
D 建設業	1,298	1,256	7.6	7.6	△ 42	△ 3.2
E 製造業	808	776	4.7	4.7	△ 32	△ 4.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	19	0.1	0.1	1	5.6
G 情報通信業	168	157	1.0	0.9	△ 11	△ 6.5
H 運輸業, 郵便業	305	291	1.8	1.8	△ 14	△ 4.6
I 卸売業, 小売業	4,645	4,436	27.3	26.8	△ 209	△ 4.5
J 金融業, 保険業	384	390	2.3	2.4	6	1.6
K 不動産業, 物品賃貸業	1,120	1,040	6.6	6.3	△ 80	△ 7.1
L 学術研究, 専門・技術サービス業	769	765	4.5	4.6	△ 4	△ 0.5
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,634	2,576	15.5	15.6	△ 58	△ 2.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,716	1,700	10.1	10.3	△ 16	△ 0.9
O 教育, 学習支援業	578	567	3.4	3.4	△ 11	△ 1.9
P 医療, 福祉	1,395	1,407	8.2	8.5	12	0.9
Q 複合サービス事業	89	90	0.5	0.5	1	1.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,063	1,036	6.2	6.3	△ 27	△ 2.5

資料:高知市 高知市の事業所-平成 28 年経済センサス-活動調査結果-(令和3年4月)

事業所数(産業大分類)

(事業所)

■事業所数 平成26年 ■事業所数 平成28年



(6) 産業大分類別の従業者数

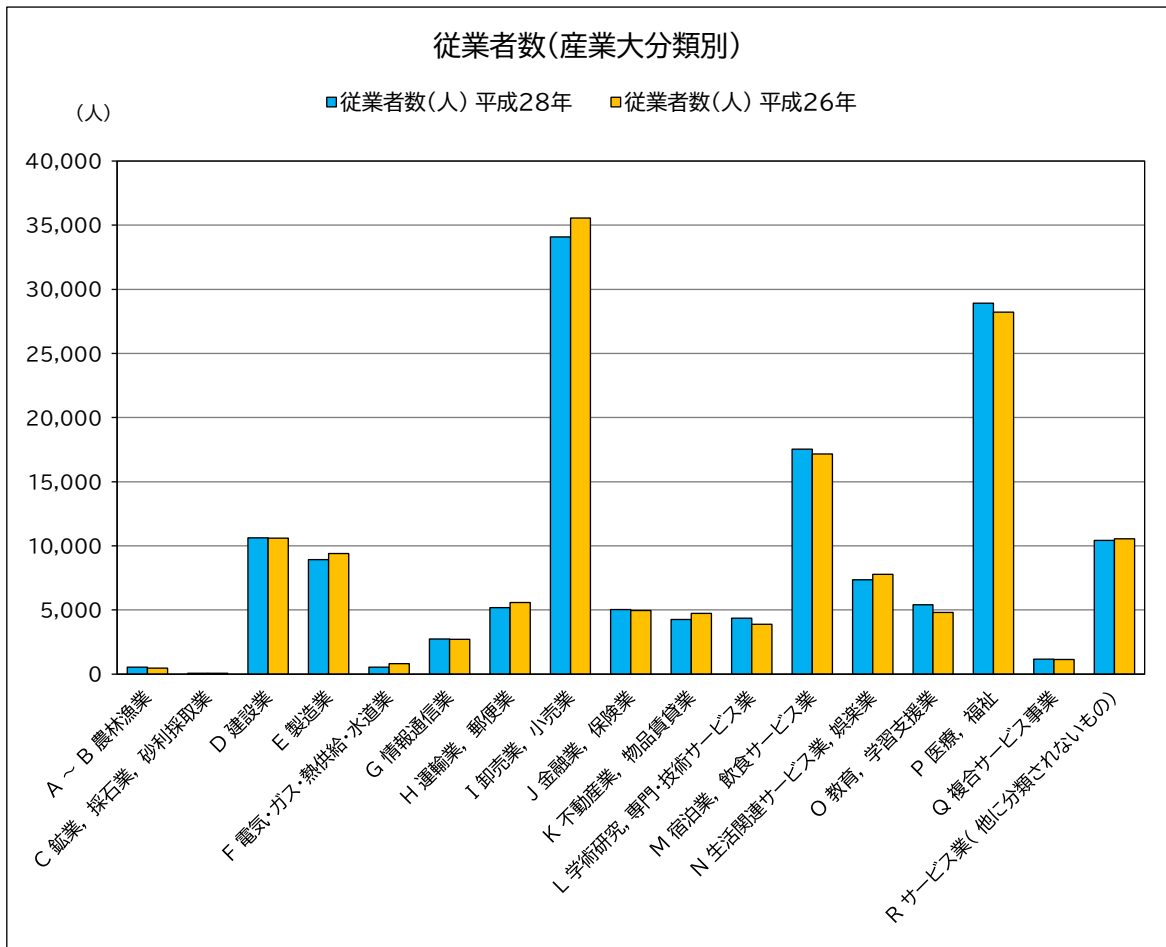
「平成 28 年経済センサス-活動調査」について、産業大分類別に従業者数をみると、「卸売業、小売業」が 34,089 人(構成比 23.2%)と最も多く、続いて「医療、福祉」が 28,923 人(構成比 19.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 17,545 人(構成比 11.9%)となっています。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査と比較すると、「農林漁業」、「建設業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」で増加しています。

■産業大分類別の従業者数

産業大分類	従業者数(人)		構成比(%)		平成 26～28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	148,468	147,187	100.0	100.0	△ 1,281	△ 0.9
A～B 農林漁業	466	545	0.3	0.4	79	17.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	70	60	0.0	0.0	△ 10	△ 14.3
D 建設業	10,609	10,634	7.1	7.2	25	0.2
E 製造業	9,405	8,928	6.3	6.1	△ 477	△ 5.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	824	543	0.6	0.4	△ 281	△ 34.1
G 情報通信業	2,712	2,747	1.8	1.8	35	1.3
H 運輸業、郵便業	5,592	5,180	3.8	3.5	△ 412	△ 7.4
I 卸売業、小売業	35,547	34,089	23.9	23.2	△ 1,458	△ 4.1
J 金融業、保険業	4,952	5,026	3.3	3.4	74	1.5
K 不動産業、物品賃貸業	4,737	4,254	3.2	2.9	△ 483	△ 10.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	3,892	4,355	2.6	3.0	463	11.9
M 宿泊業、飲食サービス業	17,157	17,545	11.6	11.9	388	2.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	7,788	7,354	5.2	5.0	△ 434	△ 5.6
O 教育、学習支援業	4,811	5,423	3.2	3.7	612	12.7
P 医療、福祉	28,226	28,923	19.0	19.7	697	2.5
Q 複合サービス事業	1,137	1,156	0.8	0.8	19	1.7
R サービス業(他に分類されないもの)	10,543	10,425	7.1	7.1	△ 118	△ 1.1

※資料:高知市 高知市の事業所-平成28年経済センサス-活動調査結果-(令和3年4月)



(7) 森林の現状

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等、多面的な機能の発揮を通じて市民の生活と深く結びついています。さらに、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の重要性については、地球規模で考えなければなりません。

本市の土地面積 30,900ha のうち、森林面積は 17,098ha で、森林比率は約 55%となっています。戦後続けられてきた造林の推進により、民有林のうち人工林の面積は 7,935ha で、人工林率は 47%となっており、豊富な森林資源が形成されています。これらの人工林では、50 年生を超えるスギ、ヒノキの割合が 60%を超えており、この成熟した森林資源を有効活用する時期が到来しています。

環境保全・地球温暖化防止等の観点からも、森林資源の活用が見直され、その需要が徐々に高まってきていますが、林業の採算性の悪化や林業従事者の減少等により、間伐などの適正な森林施業が実施されない人工林や、伐採しても再び植栽等が行われない状況も見られ、持続可能な林業経営への影響が懸念されています。

■森林面積

単位：ha

区域面積	森林面積						森林比率
	国有林	民有林				小計	
		県有林	市有林	その他			
30,900	166	183	838	15,911	16,933	17,098	55%

※森林面積は高知県資料（令和4年3月31日現在）

※国有林は林野庁所管分

※総数は、端数処理のため内訳と一致しない

■民有林の林種別面積

単位：ha

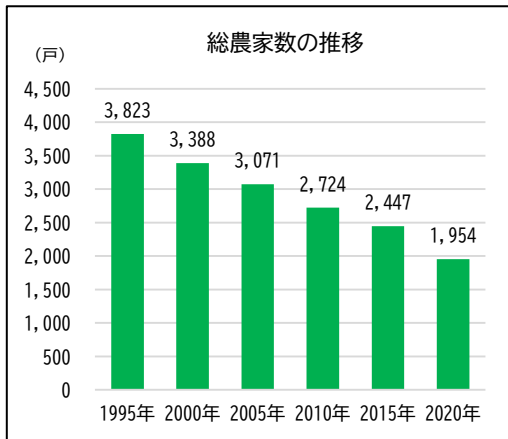
総面積	人工林		天然林		竹林	その他	人工林率
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
16,933	7,917	18	230	7,889	793	86	47%

※高知県資料（令和4年3月31日現在）

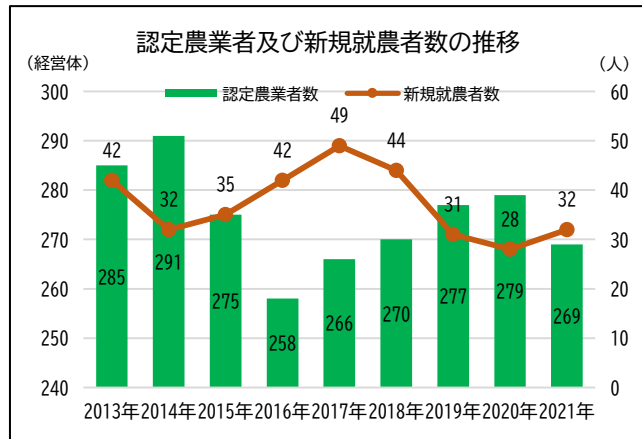
(8) 農業の現状

農業は、農産物を生産・供給するだけではなく、国土保全や水源涵養，自然環境の保全等，多面的機能を併せ持っており，重要な役割を果たしています。しかし，燃料費や生産資材費の高騰，産地間競争の激化，農業従事者の高齢化による担い手不足など多くの課題を抱えており，全国的に農業は衰退傾向にあります。

本市においても，総農家数の減少に伴い，2021（令和3）年の認定農業者数は269経営体となっています。また，新規就農者については，各種補助制度の充実や関係機関及び受入農家等による育成支援によって，2017（平成29）年には増加しましたが，2019（令和元）年からは減少傾向に転じているのが現状です。



※資料 農林水産省 農林業センサス



※資料 高知市認定農業者連絡協議会総会資料
高知農業改良普及所 新規就農者調査

また，中山間地域においては，小規模農家によって集落機能が支えられており，集落の多くが中山間地域等直接支払制度を活用し，地域の特色を活かした農業を展開しています。

■中山間地域等直接支払交付金の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
団体数 (団体)	39	39	39	35	35
面積 (ha)	401.5	401.1	411.9	385.4	392.9

(9) 生きものの現状

鏡川では、河川規模が大きな仁淀川と同等の 82 種の魚類が確認されており、この多様さは広大な汽水域である浦戸湾の存在が密接に関係しています。鏡川に生息する魚類はその河川規模に比して非常に多様であることが特徴であり、この特色を維持する上でも、在来種の保全是重要な課題といえます。

なお、全確認種の内、環境省や高知県によって絶滅危惧種に指定されている種は 19 種であり、主として人間活動によって生息数が減少しているとされる種です。まずは、これら魚類（外来種は除く）の保全が大切となります。

これまで鏡川で確認されている魚類（2017 鏡川清流保全基本計画策定時点）

純淡水魚(在来種)	純淡水魚(外来種)	回遊魚	汽水・海水魚
1 コイ ¹⁾	1 ゲンゴロウブナ ¹⁾	1 ニホンウナギ ¹⁾	1 アカエイ ³⁾
2 オオキンブナ ¹⁾	2 アブラボテ ¹⁾	2 アユ ¹⁾	2 ハモ ³⁾
3 ギンブナ ¹⁾	3 タイリクバラタナゴ ¹⁾	3 サツキマス ²⁾	3 マイワシ ³⁾
4 ヤリタナゴ ¹⁾	4 ハス ¹⁾	4 カマキリ ¹⁾	4 サツマ ³⁾
5 カワムツ ¹⁾	5 オイカワ ¹⁾	5 カジカ ³⁾	5 コノシロ ³⁾
6 タカハヤ ¹⁾	6 ゼゼラ ³⁾	6 カワアナゴ ¹⁾	6 ドロクイ ³⁾
7 ウグイ ¹⁾	7 カマツカ ¹⁾	7 ボウズハゼ ¹⁾	7 ゴンズイ ³⁾
8 モツゴ ¹⁾	8 ニゴイ ¹⁾	8 シロウオ ¹⁾	8 トウゴロウイワシ ³⁾
9 ドジョウ ¹⁾	9 スゴモロコ ¹⁾	9 ウキゴリ ³⁾	9 サヨリ ³⁾
10 シマドジョウ ¹⁾	10 コウライモロコ ²⁾	10 シマヨシノボリ ¹⁾	10 テングヨウジ ²⁾
11 ナマス ¹⁾	11 ビワコオオナマス ²⁾	11 オオヨシノボリ ¹⁾	11 マゴチ ³⁾
12 アカザ ¹⁾	12 ニジマス ²⁾	12 ゴクラクハゼ ¹⁾	12 アカメ ³⁾
13 アマゴ ¹⁾	13 ブルーギル ¹⁾	13 ヌマチチブ ¹⁾	13 スズキ ³⁾
14 メダカ ¹⁾	14 オオクチバス ¹⁾		14 コトヒキ ³⁾
15 ドンコ ¹⁾	15 タイワンドジョウ ³⁾		15 シマイサギ ³⁾
16 カワヨシノボリ ¹⁾	16 カムルチー ¹⁾		16 ユゴイ ¹⁾
			17 ギンガメアジ ³⁾
			18 ロウニンアジ ³⁾
			19 ヒイラギ ³⁾
			20 クロホシフエダイ ³⁾
			21 ダイミョウササギ ³⁾
			22 コショウダイ ³⁾
			23 クロダイ ¹⁾
			24 キチヌ ¹⁾
			25 シログチ ³⁾
			26 ハタタテダイ ³⁾
			27 ボラ ¹⁾
			28 セスジボラ ¹⁾
			29 メナダ ²⁾
			30 チワラスボ ³⁾
			31 ミミズハゼ ²⁾
			32 ビリンゴ ³⁾
			33 ウロハゼ ¹⁾
			34 マハゼ ¹⁾
			35 ヒナハゼ ³⁾
			36 アベハゼ ³⁾
			37 ヒラメ ³⁾
			38 クサフグ ³⁾



コイ



オイカワ



シマヨシノボリ



ブルーギル



スズキ

※出典 高知県 2017 鏡川清流保全基本計画

- 資料 1) 岡村収 (2002) 光り輝け 未来をうつつ鏡川「鏡川ものしりガイドブック」
 2) 岡村収・碓井利明・宮原一・山下慎吾・和田浩史郎 (1992) 鏡川水系の魚類および甲殻類、鏡川水系の生物と環境に関する総合調査Ⅱ
 3) 岡村収・為家節弥・青木博幸 (1976) 鏡川の魚類、鏡川の生物と環境に関する総合調査

鏡川で確認されている絶滅危惧種等（2017 鏡川清流保全基本計画策定時点）

No.	種名	環境省 (2015)	高知県 (2002)
1	ニホンウナギ	EN	
2	ドロクイ	EN	VU
3	ゲンゴロウブナ(外来種 [*])	EN	
4	ヤリタナゴ	NT	EN
5	アブラボテ(外来種 [*])	NT	
6	ハス(外来種 [*])	VU	
7	モツゴ		VU
8	ゼゼラ(外来種 [*])	VU	
9	スゴモロコ(外来種 [*])	VU	
10	ドジョウ	DD	VU
11	シマドジョウ		VU
12	アカザ	VU	EN
13	サツキマス	NT	
	アマゴ	NT	
14	ミナミメダカ	VU	EN
15	カマキリ	VU	VU
16	カジカ	EN	EX
17	アカメ	EN	CR
18	チワラスボ	EN	CR
19	シロウオ	VU	EN



カテゴリー

- EX: 絶滅
- CR: 絶滅危惧IA類
- EN: 絶滅危惧IB類
- VU: 絶滅危惧II類
- NT: 準絶滅危惧
- DD: 情報不足

注) ^{*}は他の県又は流域から持ち込まれた国内移入種のため、高知県では絶滅危惧種等に該当しません。

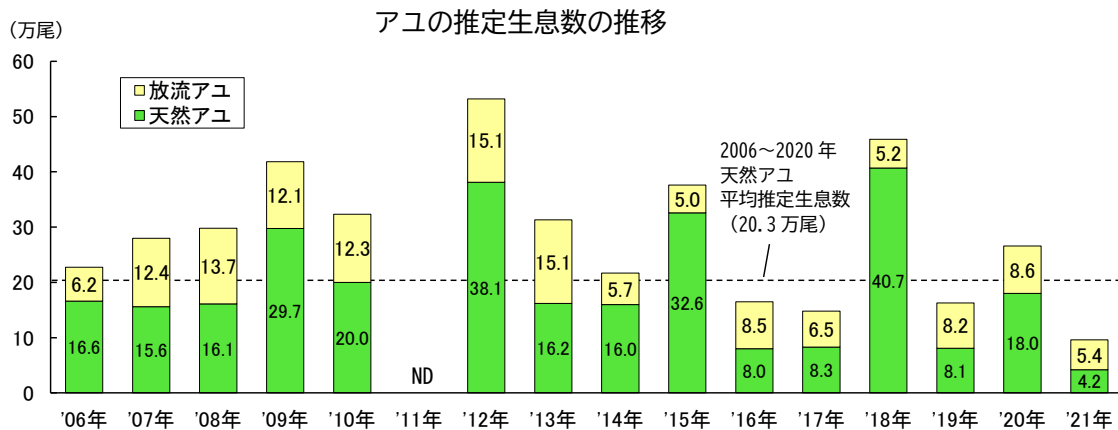
注) 2017年に高知県レッドリスト（動物編）2017改訂版が発行されています。

※資料 高知市 2017 鏡川清流保全基本計画

■ アユ

アユは清流のシンボルとされ、鏡川を代表する水産重要種でもあります。かつて（1980（昭和55）年前後）は年間50tを超えるアユが漁獲されていましたが、1985（昭和60）年以降、減少し始め、2000（平成12）年以降には10tにも満たない年も現れるようになっていきます。

アユの遡上状況調査を開始した2006（平成18）年以降における各年の天然アユと放流アユの推定生息数は以下のとおりで、2021（令和3）年度は4.2万尾と最も少なく、既往調査平均値（20.3万尾）の2割程度でした。今後、天然アユの生息数の回復に向けて、親魚や産卵場の保護等の各種対策の継続・実施が望まれています。



※資料 高知市 令和3年度鏡川清流保全環境調査委託業務 アユ遡上状況調査

■ ホタル

鏡川の水辺に見られる昆虫類のうち、発光するホタルは初夏の風物詩として市民に親しまれています。

本市では、ホタルの乱獲防止やその保護を図ることを目的に「高知市ほたる条例」を制定（1986年4月）し、市内全域で営利目的による捕獲を禁止しました。しかし、その後もホタルが捕獲される事態が見受けられたため、2013（平成25）年4月には営利目的以外の捕獲等も原則禁止としました。

さらに2014（平成26）年1月には、市内6か所で指定保護区域を設定しています。



ゲンジボタル

■ 鏡川流域の鳥類

鏡川は源流域から河口までの多様な自然環境を有することから、四季折々に様々な野鳥が生息し、高知市内ではそれらの保護、繁殖を目的として、6か所の鳥獣保護区（浦戸湾、大津、工石山、鏡ダム、高ノ森、筆山の各鳥獣保護区）が定められています。

鏡川流域ではこれまでに95種の鳥類が確認され、これは県内で確認された鳥類（335種）の約30%に相当します。ただし、流域全体を十分に調査したものではないため、今後の調査により、詳細な実態が明らかになることが期待されます。



カワセミ

■ 植物

植物は庭先や道端など身近に生育するものから、山奥にひっそりと生育するものまで、多種多様に存在しています。また、四季折々に咲く花々、初夏の新緑や秋の紅葉は私達の目を楽しませ、イタドリやゼンマイ、ワラビなどの山菜は季節の味覚として市民の暮らしに欠かせないものとなっています。2014年に高知県牧野記念財団が整理をした「高知県産植物の市町村別分布 2014年改訂版」によると、春野町を除く高知市域では、これまでに帰化植物等を含め1,923種の植物が確認されており、この数は、高知県で確認されている植物種の約6割に相当します。

一方、2014年度の時点で、過去に高知市で生育が確認されていた植物のうち15種は絶滅したと考えられています。高知県レッドリスト（植物編）2010改訂版では、生育種の約10%にあたる169種が絶滅危惧種に指定されており、これらの植物の減少する要因として、森林伐採や道路工事などの開発行為、園芸や薬用を目的とした採取、農地や里山等の管理放棄等による植生変化等が挙げられています。また、近年では個体数や生息範囲を増加させつつあるニホンジカによる食害が新たな減少要因として問題視されています。

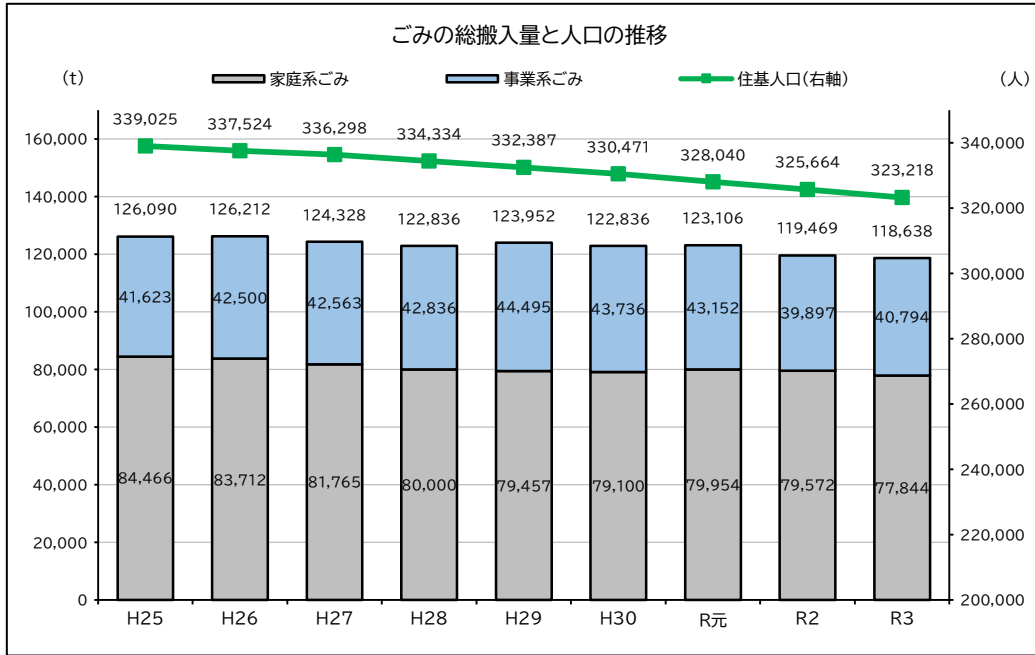
※資料 高知市 2017 鏡川清流保全基本計画

(10) 一般廃棄物処理の状況

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、ごみの減量や資源回収率の向上などに取り組んでいます。ごみ排出量等の推移は、次のとおりです。

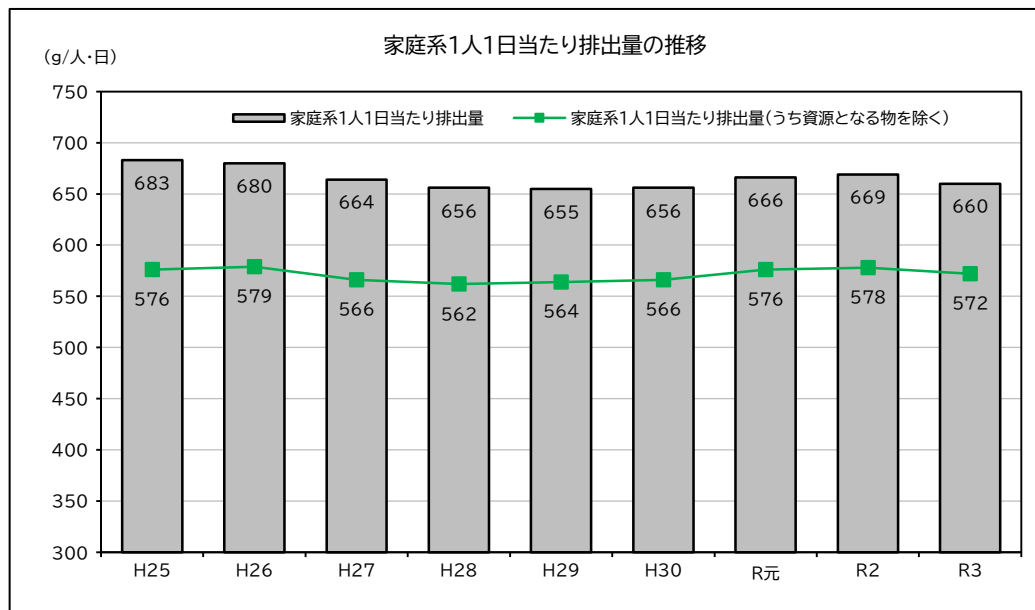
① ごみの総搬入量と人口の推移

本市のごみの総搬入量は、人口減少とともに減少傾向にあります。



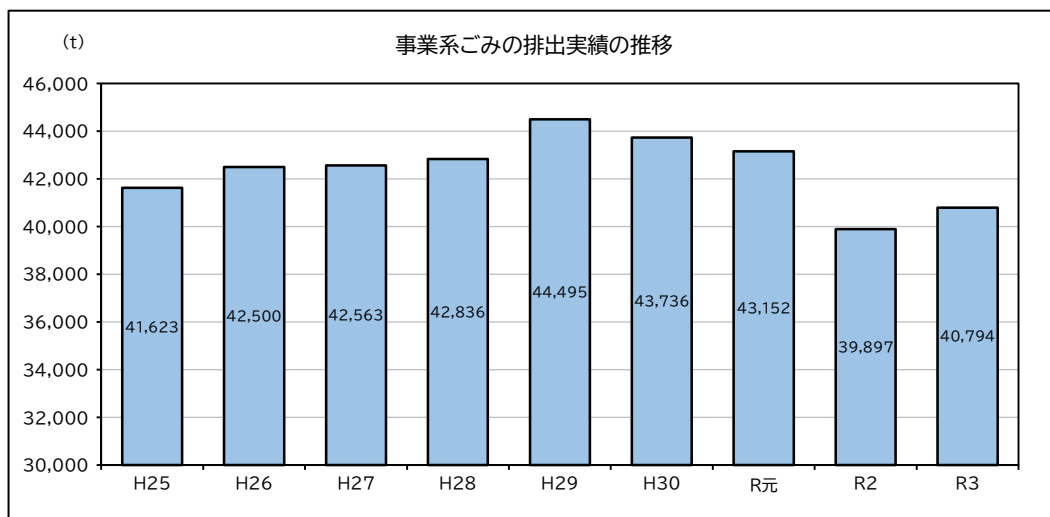
② 家庭系1人1日当たり排出量の推移

家庭系1人1日当たりの排出量は、2017（平成29）年度まで減少傾向で推移していましたが、近年は微増に転じています。資源となる物を除いた場合も、近年微増の傾向です。



③ 事業系ごみの排出量の推移

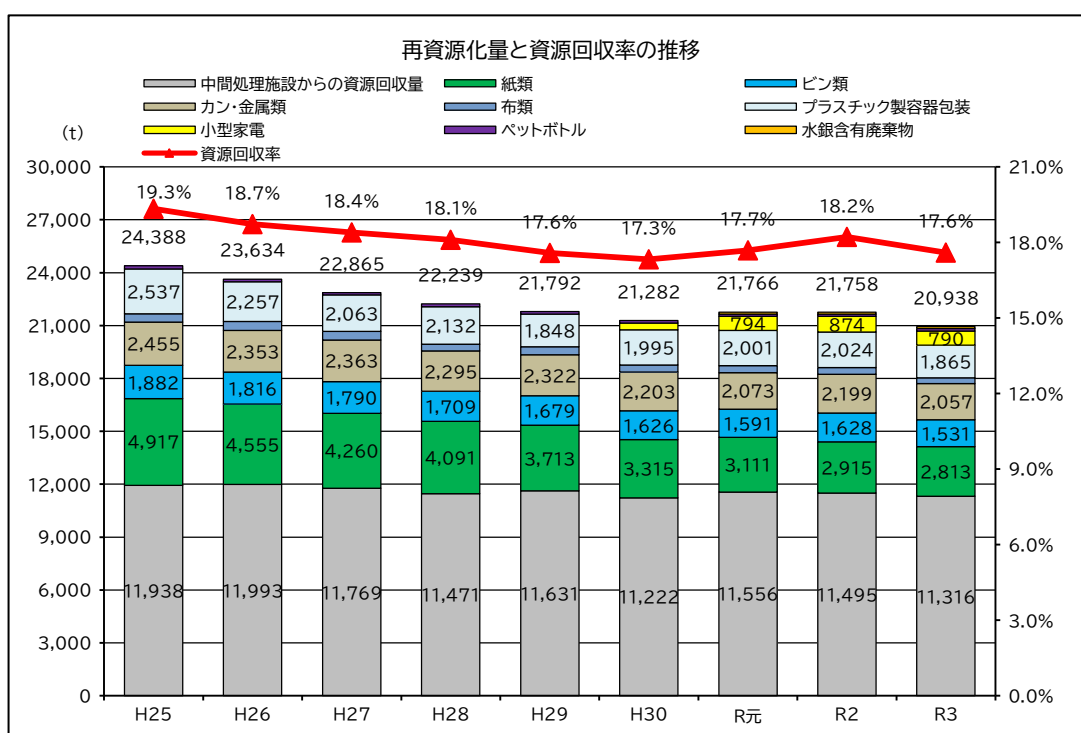
事業系ごみの排出量は、2017(平成29)年度をピークに減少傾向にあります。なお、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の低迷により、排出量が大きく減少したものと推測されます。



④ 事業系ごみの排出量の推移

本市の再資源化量(積み上げ棒グラフ)は、減少傾向で推移しており、資源回収率も減少傾向で推移しています。

再資源化量の約半分を占める中間処理施設からの資源回収量(高知市清掃工場の焼却灰等)は、横ばいで推移しており、家庭から排出される資源物等が減少している状況です。

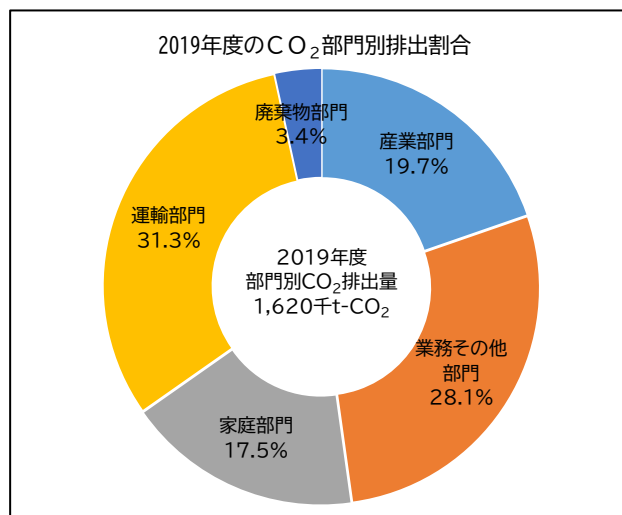
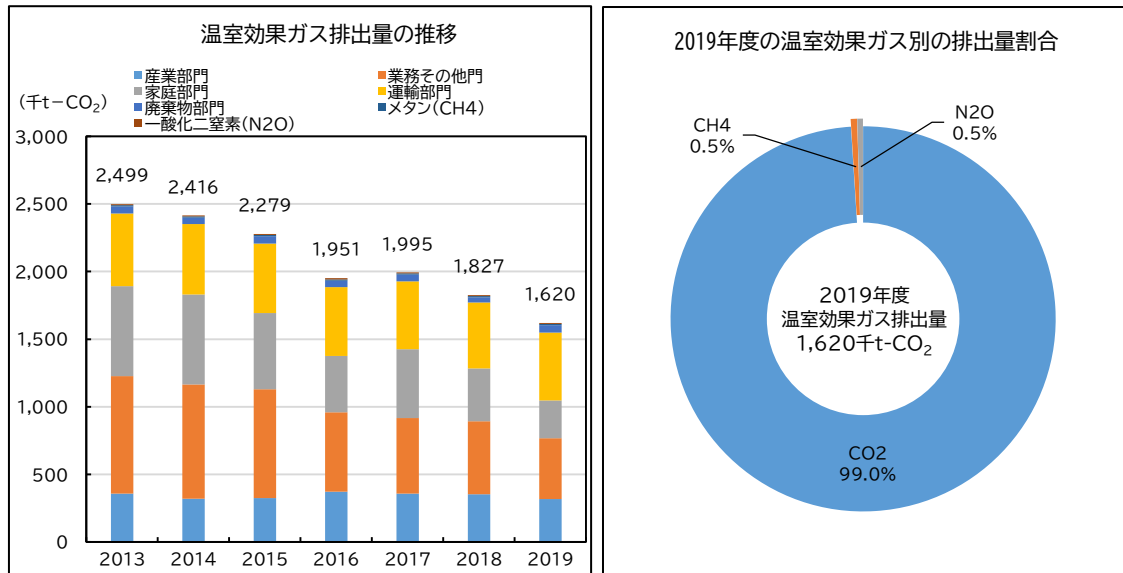


(1) 温室効果ガス排出量の状況

① 温室効果ガス排出量の推移

市域における温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向で推移し、直近実績の2019(令和元)年度では、1,620千t-CO₂となっています。また、温室効果ガス別の排出量割合では、CO₂が99%を占めている状況です。

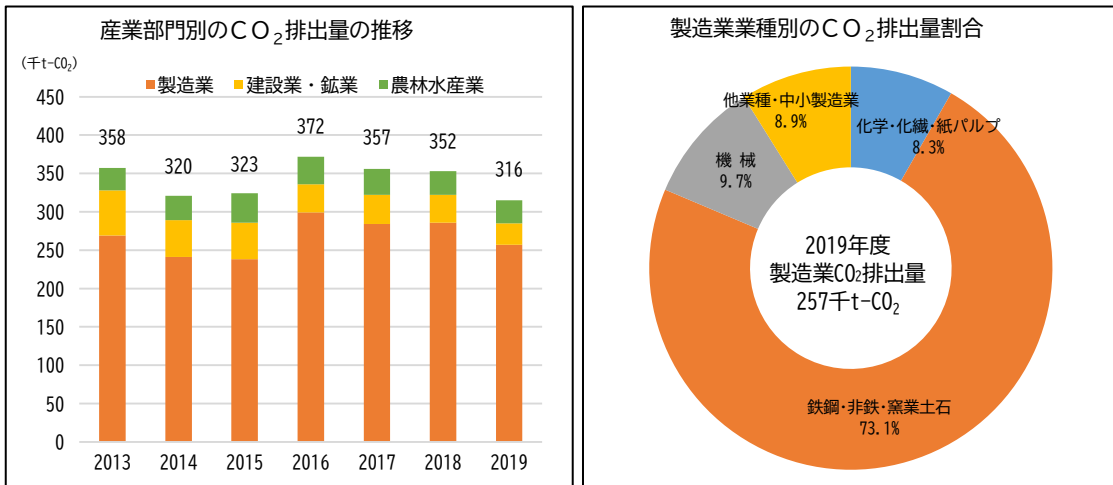
CO₂の部門別排出割合は、割合が大きい順に、「運輸部門」が31.3%、「業務その他部門」が28.1%、「産業部門」が19.7%、「家庭部門」が17.5%となっています。



② 部門別のCO₂排出量

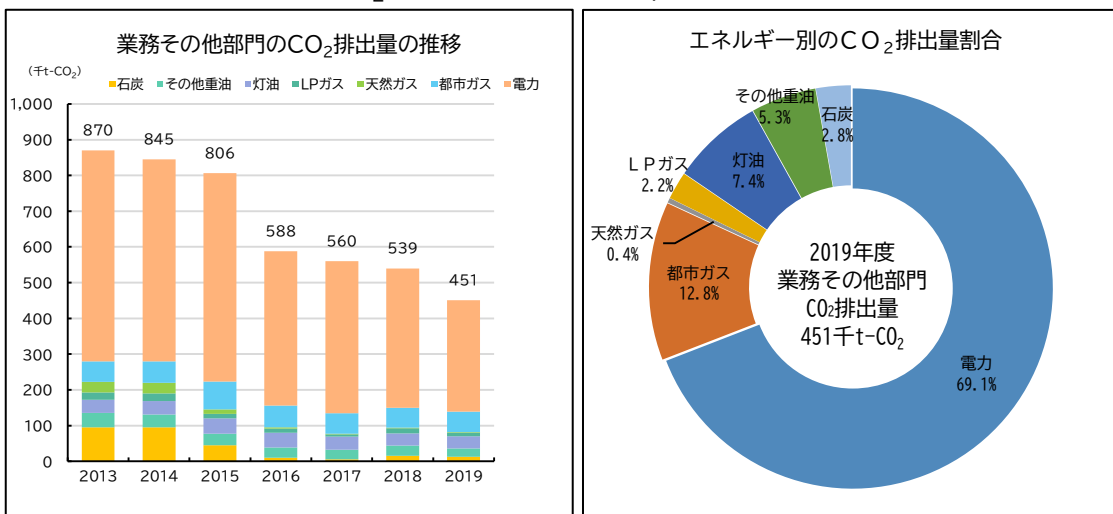
■ 産業部門

産業部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は316千t-CO₂となっています。産業部門の排出量の約8割を占める「製造業」のCO₂排出量は、257千t-CO₂となっており、そのうち、「鉄鋼・非鉄・窯業土石」が73.1%を占めています。



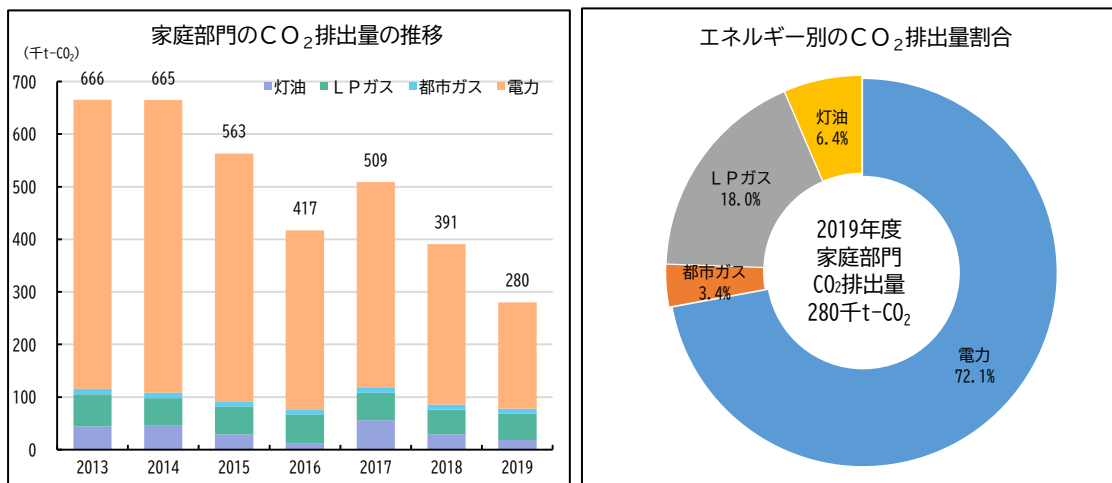
■ 業務その他部門

業務その他部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は451千t-CO₂となっています。エネルギー別のCO₂排出量割合で見ると、電力が69.1%を占めています。



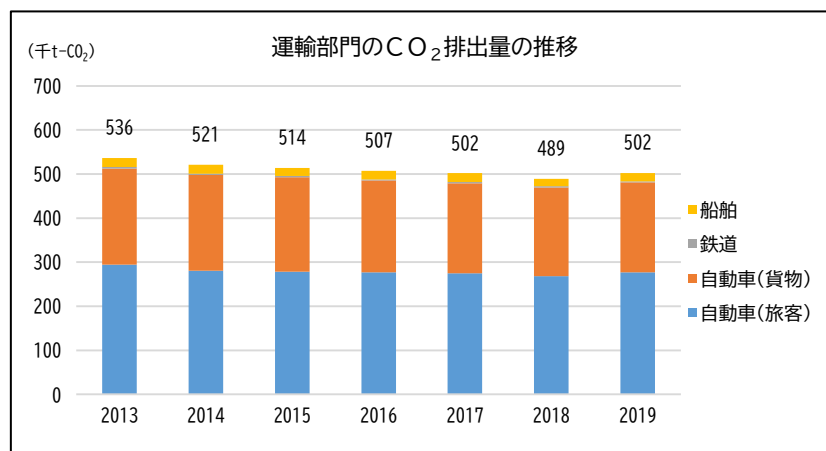
■ 家庭部門

家庭部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は280千t-CO₂となっています。エネルギー別のCO₂排出量割合で見ると、電力が72.1%を占めています。



■ 運輸部門

運輸部門の2019（令和元）年度のCO₂排出量は502千t-CO₂となっています。運輸部門のCO₂排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。



(12) 水質の状況

① 人の健康の保護に関する環境基準

本市では、年1回人の健康の保護に関する有害項目について測定しており、測定項目全てにおいて環境基準を達成しています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	フッ素	0.8mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ホウ素	1mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下		

② 河川の環境基準の状況

本市の主要7河川や浦戸湾の水質は、全般的に見ると改善の傾向にあります。近年、小規模事業場や家庭排水等による河川の汚濁の影響がありますが、現状の河川のBOD値は環境基準を達成しています。

■河川（BOD）の環境基準達成状況（令和2年度）

(単位 mg/L)

地域	河川名	地点名	基準値	R2 BOD (75%値)	評価
浦戸湾西部	久万川上流	落合橋	3.0	0.9	○
	久万川下流	比島橋	5.0	3.6	○
	江の口川全域	廿代橋	5.0	1.7	○
	鏡川 下流	潮江橋	2.0	0.6	○
	神田川 全域	三ノ瀬橋	3.0	1.0	○
	新川川	中ノ橋	3.0	1.3	○
	鏡川 上流	新月橋	1.0	0.7	○
浦戸湾東部	国分川 上流	小山橋	1.0	<0.5	○
	国分川 下流	葛島橋	3.0	0.9	○
	舟入川 上流	舟戸橋	2.0	0.8	○
	舟入川 下流	新木橋	3.0	1.3	○
	下田川 上流	瑞山橋	2.0	1.3	○
	下田川 下流	五台山橋	3.0	1.4	○

■海域（COD）の環境基準達成状況（令和2年度）

(単位 mg/L)

地域	地点名	COD			窒素			リン		
		基準値	R2 (75%値)	評価	基準値	R2 (平均値)	評価	基準値 (暫定)	R2 (平均値)	評価
浦戸湾内	St-104	3.0	2.2	○	0.60	0.48	○	0.060	0.058	○
	St-106	3.0	3.0	○	0.60	0.35	○	0.060	0.053	○
	St-111	3.0	2.6	○	0.60	0.29	○	0.060	0.037	○
浦戸湾口	St-113	2.0	2.3	×	—	0.18	—	—	0.023	—
	St-114	2.0	2.7	×	—	0.18	—	—	0.028	—

※水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準では、BOD、CODの環境基準達成状況の評価方法について、「75%水質値」によって評価することとしています。

(13) 大気の状態

① 有害大気汚染物質の状態

本市では年6回、環境基準の定められている有害大気汚染物質の測定をしており、その全てにおいて環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質の環境基準適合状況(令和2年度) (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質 測定局	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準値	3	130	200	150
介 良	0.43	N.D.	N.D.	0.88
朝 倉	0.58	N.D.	N.D.	0.85

② 大気の大気環境の現況

本市では、平成10年から南金田、介良、朝倉の3局において大気の常時監視を行っています。国外からの越境汚染が原因と見られる光化学オキシダント以外は、環境基準を達成しています。

常時測定局の環境基準適合状況(令和2年度)

測定物質 測定局	二酸化硫黄 (SO_2)	二酸化窒素 (NO_2)	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (Ox)	微小粒子状 物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	浮遊粒子状 物質 (SPM)
南新田町	○	○	—	×	—	○
介良	○	○	—	×	○	○
朝倉	—	○	○	—	—	○

測定物質の環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 代表的な指標，個別指標一覧

現在の社会・経済の状況や環境分野の個別計画，関連計画等をベースに設定したものであり，今後，計画の改訂や社会・経済情勢の変化等に則して，目標値の変更を行います。

◎基本目標における代表的な指標，○各施策の個別指標



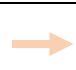
基本目標	施策	主な関連計画などの指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値	関連計画(計画年度)
1 自然環境との共生	◎	搬出間伐の材積	市域内で実施する搬出間伐の材積	↑	—	3,000m ³ (2030年度)	922m ³ (2021年度)	高知市総合計画 (2021-2030)
		中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積	集落協定に基づく農業生産活動等が行われている農地面積	↑	392.9ha (2021年度)	400ha (2027年度)	392.9ha (2021年度)	農業基本計画 (2023-2027)
	○	新規林業就業者数	民間林業事業者の新規雇用作業員人数(累計)	↑	—	4人 (2030年度)	3人 (2021年度)	高知市総合計画 (2021-2030)
		認定農業者数	農業経営改善計画を作成し，市等から認定を受けた経営体数	↑	269経営体 (2021年度)	290経営体 (2027年度)	269経営体 (2021年度)	農業基本計画 (2023-2027)
	○	天然アユ遡上数	鏡川流域を遡上する天然アユの数(直近3か年の平均値)	↑	18.8万尾 (2014~2016年度の平均値)	50万尾 (2024~2026年度の平均値)	10.5万尾 (2020~2022年度の平均値)	鏡川清流保全基本計画 (2017-2026)
		2 豊かな生きものの保全						
2 循環型社会の形成	◎	1人1日当たりごみ総排出量	本市のごみ総排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	1,006 g/人・日 (2021年度)	976 g/人・日 (2032年度)	1,006 g/人・日 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
		資源回収率	本市のごみ総排出量のうち再資源化されたごみの割合	↑	17.6% (2021年度)	20.1% (2032年度)	17.6% (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
	○	1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるもの除く)	資源となるものを除く家庭系ごみ排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量	↓	572 g/人・日 (2021年度)	506 g/人・日 (2032年度)	572 g/人・日 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
		事業系ごみ排出量	事業系一般廃棄物の総量	↓	40,794 t/年 (2021年度)	39,594 t/年 (2032年度)	40,794 t/年 (2021年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
	○	最終処分場の残余年数	最終処分場への埋立が可能な残りの期間	→	2054 年度まで (2019年度)	20年以上の維持 (2032年度)	2054 年度まで (2019年度)	一般廃棄物処理基本計画 (2023-2032)
3 地球温暖化対策の推進	◎	市域の温室効果ガス排出量	市域で排出される温室効果ガスの量	↓	2,499 千t-CO ₂ (2013年度)	1,430 千t-CO ₂ (2030年度)	1,620 千t-CO ₂ (2019年度)	高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編) (2021-2030)
		市域の電力消費量	市域で消費される電力の量	↓	1,840GWh (2013年度)	※1 過去5年間の最小値を下回る量 (2030年度)	1,549GWh (2019年度)	高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編) (2021-2030)
	○	市域における再生可能エネルギー発電自給率	市内消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	↑	17% (2016年度)	23% (2030年度)	22% (2019年度)	新エネルギービジョン (2018-2030)
	○	※2 7 気候変動への適応						

※1 直近5年間(2015~2019年度)の最小値は，2019年度の1,549GWhです。

※2 計画策定時点では個別指標を設定していませんが，科学的知見や気候変動による影響，国・県の動向を注視しながら，個別指標を設定します。

基本目標	施策		主な関連計画などの指標	指標の説明	指標の方向性	基準値	目標値	直近値	関連計画(計画年度)	
4 生活環境の保全		◎	水質環境基準のうち健康項目の達成率	環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率	→	-	100% (2032年度)	100% (2021年度)	水質汚濁防止法 (毎年度報告)	
		◎	有害大気汚染物質環境基準の達成率	環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率	→	-	100% (2032年度)	100% (2021年度)	大気汚染防止法 (毎年度報告)	
	8 良好な大気・水環境などの保全	○	河川水質の環境基準達成率	前年度の河川の環境基準点の環境基準の達成率(BOD)	↗	-	100% (2030年度)	93% (2021年度)	高知市総合計画 (2021-2030)	
		○	汚水処理人口普及率	下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率	↗	85% (2015年度)	96.4% (2032年度)	80.4% (2021年度)	生活排水処理構想 (2017-2037)	
	9 美しく魅力あるまちの形成	○	緑視率	人の視界における緑の多さを計る割合(55地点平均値)	↗	22.9% (2015年度)	25.0% (2030年度)	22.4% (2020年度)	緑の基本計画 (2016-2035)	
		○	緑被率	ある区域の中に占める緑被地の面積の割合(うち、都市計画区域)	↗	14.6% (2015年度)	14.7% (2030年度)	14.6% (2020年度)	緑の基本計画 (2016-2035)	
	5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり		◎	環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合	環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合	↗	-	直近値からの向上 (2032年度)	未把握	
		10 未来につなげる人づくり	○	環境学習の参加者数	自然環境, 地球温暖化, ごみに関する環境学習, 施設見学等の参加者数	↗	-	直近値からの向上 (2032年度)	1,410人 (2020年度)	
○			鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数	鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数	↗	-	500回/年 (2024年度)	-	高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2020-2024)	
11 自然と人, 人と人が共生する地域づくり	○	町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	↗	-	60% (2030年度)	45.7% (2022年度)	高知市総合計画 (2021-2030)		

※ 指標の方向性については、3種類の矢印で示す。

	目標値に向けて、数値の向上を目指すもの
	目標値に向けて、数値の削減を目指すもの
	現状維持を目指すもの

3 本計画の基本目標と関連するSDGsのゴール

関連するSDGsのゴール		本計画の基本目標	
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	基本目標 1	自然環境との共生	
	基本目標 3	地球温暖化対策の推進	
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	基本目標 4	生活環境の保全	
 4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	基本目標 5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり	
 6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	基本目標 1	自然環境との共生	
	基本目標 4	生活環境の保全	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	基本目標 2	循環型社会の形成	
	基本目標 3	地球温暖化対策の推進	
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	基本目標 2	循環型社会の形成	
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	基本目標 3	地球温暖化対策の推進	
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	基本目標 2	循環型社会の形成	
	基本目標 3	地球温暖化対策の推進	
	基本目標 4	生活環境の保全	
 12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	基本目標 2	循環型社会の形成	
	基本目標 5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり	
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	基本目標 3	地球温暖化対策の推進	
	基本目標 5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり	
 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	基本目標 1	自然環境との共生	
 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	基本目標 1	自然環境との共生	
 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	基本目標 5	環境の保全及び創造に取り組む人づくり・地域づくり	

4 高知市環境基本条例

(平成9年4月1日条例第18号)

改正 平成11年4月1日条例第13号

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針(第7条)
- 第3章 高知市環境基本計画(第8条)
- 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等(第9条-第26条)
- 第5章 地球環境の保全の推進等(第27条)
- 第6章 高知市環境審議会(第28条)
- 附則

前文

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全

かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上

の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の

有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策等
(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

第10条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

第 14 条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 16 条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第 17 条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 18 条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

第 19 条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

第 20 条 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづく

り等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 21 条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 24 条 市は、第 22 条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等)

第 25 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

第 26 条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 地球環境の保全の推進等

第27条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第6章 高知市環境審議会

第28条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例(昭和50年条例第28号)第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(高知市公害防止条例の一部改正)

2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例(平成9年条例第18号)第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条削除

附 則(平成11年4月1日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に高知市環境審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

5 高知市環境審議会規則

(平成9年4月1日規則第25号)

改正 平成10年4月1日規則第75号

平成12年4月1日規則第52号

令和3年4月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市環境基本条例(平成9年条例第18号)第28条第9項の規定に基づき、高知市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部新エネルギー・環境政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第75号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第52号)

抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 高知市環境基本計画の推進及び変更に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ委員が指名する者が会議に代理出席するものとする。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の会議に付すべき事案を検討し、及び調整するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員（委員長が指名するものに限る。）が推薦する当該委員の属する課の職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が部会員のうちから指名する。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、会務を掌理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(資料の提供その他の協力等)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部新エネルギー・環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

委員長	環境部副部長	
副委員長	環境部	新エネルギー・環境政策課長
委員		環境保全課長
	総務部	政策企画課長
		地域活性推進課長
	防災対策部	防災政策課長
	財務部	管財課長
	市民協働部	地域コミュニティ推進課長
		交通戦略課長
	健康福祉部	地域共生社会推進課長
	こども未来部	子育て給付課長
	商工観光部	商工振興課長
	農林水産部	農林水産課長
		鏡地域振興課長
	都市建設部	みどり課長
		都市計画課長
上下水道局	企画財務課長	
教育委員会	学校教育課長	

7 高知市環境審議会委員名簿

(敬称略)

会 長	川田 勲	高知大学 名誉教授
副会長	松本 明	高知大学地域協働学部 准教授
委 員	安部 順子	高知県地球温暖化防止活動推進員
	池田 康友	高知市森林組合代表理事 組合長
	猪野 文章	株式会社高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 主任業務役
	岡林 南洋	高知工業高等専門学校 名誉教授
	北山 めぐみ	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
	須内 宗一	元高知市環境部
	田中 佐和子	NPO高知市民会議 専務理事
	長尾 達雄	高知市町内会連合会 会長
	中田 陽子	高知市商店街振興組合連合会 女性部会長
	堀澤 栄	高知工科大学環境理工学群 教授
武藤 信之	高知県林業振興・環境部 副部長	

8 高知市環境審議会への諮問

4 重新環第 20 号
令和 4 年 5 月 26 日

高知市環境審議会
会 長 川 田 勲 様

高知市長 岡 崎 誠 也

第三次高知市環境基本計画の策定について（諮問）

第三次高知市環境基本計画の策定に当たり、高知市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

9 高知市環境審議会からの答申

令和5年3月17日

高知市長 岡崎誠也様

高知市環境審議会
会長 川田勲

第三次高知市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年5月26日付け4重新環第20号にて諮問のありました標記の件について、本審議会にて慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

答申に当たって

今日、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、持続可能な開発目標（SDGs）や、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」の採択などに加え、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する取組が活発化しています。

高知市においても、人口減少や高齢化の進行の影響を背景に、各地域や産業等における担い手不足が深刻化しており、自然と人のつながりや適切な関わりが減少し、恵み豊かな自然が持つ多面的機能の維持・発揮が課題となっています。

持続可能な社会・経済は、健全な環境のうえに成り立っているという認識のもと、「みんなで未来につなげよう！豊かな自然と人が共生する持続可能なまち高知」を目指す将来の環境像とし、高知市の特性や課題を踏まえた施策の方向性について審議を行いました。

今後、環境政策を総合的に進めていくためには、自然環境との共生、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全の各分野における取組を推進するとともに、各分野を支える基盤として、人づくり・地域づくりの視点が必要であると考えられます。

日々の生活や経済活動を支える健全な環境を将来の世代へ引き継ぐとともに、地域経済や社会が抱える様々な課題の解決を図るため、多様な主体のパートナーシップによって、情報や目標の共有化を図り、相互に連携して取組を進めることが必要です。

これまでの審議を経て、本審議会は、高知市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を示す、「第三次高知市環境基本計画」を別添のとおり取りまとめましたので、高知市における持続可能な地域づくりを目指して、広く活用されることを期待し、答申いたします。

計画の決定や推進に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かし、計画の実効性を確保するため、各施策等を分かりやすく発信するなど、多様な主体が環境に配慮した行動の実践につなげられるよう取り組まれるとともに、今後10年間の環境・社会・経済の状況の変化を注視し、必要に応じて計画や施策等の見直しを行うなど、柔軟に取り組まれることを要望いたします。

10 第三次高知市環境基本計画 策定の経緯

2022年	4月21日	第1回高知市環境基本計画推進委員会
	5月26日	第1回高知市環境審議会（諮問）
	7月 8日	第2回高知市環境基本計画推進委員会（書面協議）
	9月 8日	第3回高知市環境基本計画推進委員会
	10月25日	第2回高知市環境審議会
	11月10日	第4回高知市環境基本計画推進委員会
	11月28日	第3回高知市環境審議会
2023年	1月 5日 ～1月31日	パブリック・コメントを実施
	3月 1日	第4回高知市環境審議会
	3月17日	答申式

11 用語解説

【あ行】

一次エネルギー

基本的に自然界に存在するままの形でエネルギー源として利用されているもので、石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子力の燃料であるウラン、水力・太陽光・地熱等の自然から直接得られるエネルギー。

温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽から降りそそぐ光により暖められた地表から放射される熱を吸収し、大気を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素の排出量と吸収量が同量であり、実質的に二酸化炭素排出量がゼロになっている状態。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出する廃プラスチック類を指す。海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。また、近年マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバスなどが知られている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として、1993（平成5）年に制定された。

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

関係人口

移住した「定住人口」でも観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

緩和策

温室効果ガスの排出量削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの普及などが挙げられる。

基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者。

気候変動

数十年間の中に大気や気候が移り変わること。気候変動の要因には、自然の要因と人為的な要因があり、人為的な要因には、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増

加や森林破壊などがある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として2018(平成30)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長年にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

吸収源

森林が、空気中の二酸化炭素を光合成により吸収・固定する働きに注目した捉え方。京都議定書では、国別に定められた温室効果ガス削減目標の達成評価の方法として、1990(平成2)年以降の新規植林・再植林・森林経営による吸収量を「排出削減」とみなすこととされており、パリ協定においても、森林等の吸収源の保全・強化の重要性が謳われている。

景観形成重点地区

特徴ある景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、良好な景観の形成を重点的に図る必要がある地区を指定し、地区ごとに整備基準を定めて必要な助言や指導を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めるもの。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

高知方式

市民がごみを分別したうえで集積し、品ごとに回収する、本市におけるごみ収集・処理体制に関わる市民協働のシステムのこと。これにより、ごみの中間処理施設が不要となり、ごみ処理費用が低減されている。市民の理解と協力が不可欠であり、環境意識の向上、地域コミュニティの構築等の観点からも、非常に重要な取組となっている。

【さ行】

サーキュラーエコノミー

循環型経済のこと。活用されることなく廃棄されていた物を新たな資源としてとらえ、循環させる経済又はその仕組みのことであり、持続可能な成長を実現するものとして、ヨーロッパを中心に世界中で注目されている。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

市民農園

一般に、サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000(平成12)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

森林環境譲与税

除間伐などの森林整備や林業の担い手の確保、木材の利用促進などの費用に充てるため、国民から徴収した森林環境税を、私有林人エシテ面積、林業就業者数及び人口により按分して、市町村と都道府県に譲与される税のこと。

水源のかん養

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流すことで流量を安定させたり、降水が森林土壌に浸透する間に水質を浄化させる機能。

生産緑地

市街化区域の農地等における緑地機能を積極的に評価し、都市環境づくり等に役立つ農地等を保全することで、良好な都市環境の形成を図るもの。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な区間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が

相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。

【た行】

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

地域循環共生圏

各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・社会・経済が統合的に向上し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減する

こと。2018（平成 30）年には気候変動適応法が公布され、適応策の法的位置づけの明確化により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

デマンド型乗合タクシー

電話予約により、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーによる新たな公共交通形態のこと。

電力排出係数

電力 1 kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかを表す係数。電力使用量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

【は行】

パートナーシップ

関係者や関係機関などが連携・協力し、それによって創出される相乗効果により、単独では実現困難な目的を効果的に達成する仕組みや組織のこと。

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと、微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

搬出間伐

林齢が比較的高い森林について、間伐した

スギやヒノキを丸太にして林外に搬出し、有効利用する作業。搬出された丸太は、木材市場や製材業者等に販売される。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為。

プラスチック製容器包装

お菓子やパンの袋、食品トレー、ペットボトルのキャップやラベル、発泡スチロールなど、食品や商品を入れたり、包んだりするものであり、中身と分離した際に不要になるもので、主にプラマークの表示があるもの。

ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、玄関先等で戸別収集する制度。

ホタルパトロール

毎年 5 月から 6 月にかけて、成虫が飛びはじめの時期に生息地区の巡回パトロールを実施し、ホタルの生息調査や業者等による乱獲防止のための監視を行っている。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に 5 mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

木質バイオマス

樹木の全部又はその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物で、エネルギー

一源として利用される。

【や行】

有害鳥獣

人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼす鳥や獣。代表的なものとして、イノシシ、シカ、サル、タヌキなどが挙げられる。

【ら行】

リサイクル

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

流域

降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）。集水域。

緑視率

人の視野に占める樹木などの「緑の面積」の比率。

緑地協定

都市緑地保全法第14条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地とは樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

一度のみの使用でその役目を終えるプラスチック製の容器包装・製品のこと。国は、プラスチック資源循環戦略（2019（令和元）年）において、2030（令和12）年までに累積で25%の排出抑制を掲げている。

【英数】

BOD

Biochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

GB05

Global Biodiversity Outlook 5（地球規模生物多様性概況第5版）の略称。これまでの生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の達成状況について分析した報告書で、2050年ビジョンの達成に向けて必要な行動等がまとめられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988（昭和63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7年ごとに地球

温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SDGs

2015（平成 27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。

2030（令和 12）年までを期限に 17 のゴール（開発目標）とそれを実現するための 169 のターゲット（達成目標）が記されている。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。

3分の1ルール

食品の流過程において、製造日から賞味期限までの期間を 1/3 ずつ区切る商慣習上の期限。

例えば、製造日から賞味期限までの期間が 6 か月の場合、①食品メーカー・卸から小売店への納入までを 2 か月（納入期限）、②小売店から消費者に販売するまでを 2 か月（販売期限）、③消費者の購入期限から賞味期限までを 2 か月とするもので、①の納入期限や②の販売期限が過ぎた食品は、その時点で返品や廃棄されることがあり、食品ロス発生の要因の一つともいわれている。



みんなで未来につなげよう!
豊かな自然と人が共生する持続可能なまち 高知



第三次高知市環境基本計画

2023（令和5）年3月 発行

編集：高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課

高知市本町5丁目1-45

TEL：088-823-9209

FAX：088-823-9553

E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp
